

## 第6回雲仙市都市計画審議会議事録

日時 平成24年8月23日（木）14時00分～15時20分  
場所 雲仙市役所 ふるさと会館 研修室1（2階）

## 第6回 雲仙市都市計画審議会議事録

1. 開催日時：平成24年8月23日 14:00～15:20
2. 場所：雲仙市役所 ふるさと会館 研修室1 (2階)
3. 議題

### 第1号議案

小浜都市計画道路の変更について

(雲仙市決定)

### 第2号議案

国見都市計画道路の変更につき意見を求めることについて

(長崎県決定)

### 報告事項

緑の基本計画について

## 4. 議決状況

### 第1号議案

原案のとおり可決

### 第2号議案

原案のとおりで異議なし

## 5. 出席委員 (11名)

宅島壽雄、鮫島和夫、中村靖人、森山繁一、林田哲幸、門間俊幸、  
田口陽一 (代理：馬場幸治)、脇田啓一郎、三浦安登、田尻虎夫、  
草野有美子

## 6. 議事内容

以下のとおり

### (事務局)

それでは、第6回雲仙市都市計画審議会を開催します。事務局を担当します監理課長の堀尾と申します。どうぞよろしくお願いたします。始めに境川副市長がご挨拶申し上げます。

— 副市長挨拶 —

(事務局)

次に、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介いたします。

— 委員の紹介 —

(事務局)

引き続きまして、担当職員を紹介します。

— 担当職員の紹介 —

以上で委員の皆さま、ならびに担当職員のご紹介を終わらせていただきます。

本日の資料ですが、お手元のファイルに本日の議案及び説明資料を初め、雲仙市都市計画審議会、雲仙市の都市計画、都市計画マスタープラン等を綴じたものを配布しております。ファイルは委員の皆さまそれぞれお持ち帰って下さい。今後の都市計画審議会の資料としてご利用して頂ければと思います。不足する資料やご不明な点ございましたら申し付け下さい。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。宅島会長よろしく願いいたします。

(会 長)

皆さまこんにちは、本審議会会長を務めさせて頂いております宅島でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会が円滑に進行されますよう、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

まず始めに第6回雲仙都市計画審議会の成立について確認します。

本日の出席者は11名であります。委員総数16名の2分の1以上の出席でありますので雲仙市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることを確認いたします。

審議会に先立ちまして議事録の作成についてお諮りしたいと思います。会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長が指名する議事録署名人が署名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(会 長)

それでは、議事録を作成することとし、議事録署名人として林田哲幸委員にお願いしたいと思います。林田委員よろしくお願いします。

(委 員)

はい。

(会 長)

それでは、審議に入ります。

本日は二つの議案がありますが、それぞれ審議を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(会 長)

それでは、1号議案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

失礼します。

議案をご説明する前に、委員の皆様の中には、初めての方もいらっしゃいますので都市計画道路の説明とこれまでの経緯について説明をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(会 長)

皆さん事務局より申出がありましたがいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(会 長)

それでは説明して下さい。

(事務局)

有り難うございます。

お手元の説明資料について説明します。

これから正面スクリーンでご説明するパワーポイントの写しでございます。

それでは説明をさせていただきます。正面スクリーンをご覧ください。

都市計画道路とは、都市計画法手続きによりあらかじめルートや位置及び幅員などが決められた道路のことで、まちづくりの根幹となるものです。決定においては、人口の増加と市街地の拡大を前提に計画されて来ました。また、事業を行う際、整備を円滑に進めるため計画区域内では、建物を建築するときは、一定の規制に係ることとなっております。

しかしながら、今日では人口減少や経済の停滞など社会情勢が変化し計画そのものの必要性が薄れて来ています。このような状況から全国的に計画決定後長期間未整備で整備の予定が無い路線が多数あり、国は、平成 13 年に見直しの運用指針を定め見直しについて行うことを示しております。県においては、平成 18 年度に見直しのガイドラインを策定し県下で見直しが始まりました。雲仙市では、これを受け平成 21 年度より県と共同で見直しを始めております。

雲仙市の都市計画道路は、国見に 4 路線、小浜地区に 1 路線、雲仙地区に 10 路線合計 15 路線の都市計画道路が決定していますが未整備で見直し対象路線は、国見に 1 路線、雲仙地区に 9 路線となっております。

また、都市計画の決定権者ですが、市の決定と県の決定に区分されます。市道だけに関する路線は市の決定、国道や県道に係る路線は県決定となります。

先程の規制の内容ですが、建物を建築する場合は、3階建てや鉄筋コンクリート造りや地下室を造ることが出来ないと言ったこととなっております。よく都市計画が決定すると何も建てられないと言った話をお聞きしますが、一般的な住宅である木造2階建ては、建てる事が出来ます。

次に各地区の都市計画道路についてご説明します。国見地区では、4 路線が決定しており黒い箇所は、計画幅員まで整備されている路線です。赤い箇所は、未だ整備がされていない箇所が多比良駅前の市道と国道 389 号の一部とがひとつになり延長で 120m が決定している駅前線でございます。国道を含んでいますので県決定に区分されます。今回の審議会において第 2 号議案でご審議して頂きます。雲仙地区では、10 路線が決定しております。ご覧の赤く塗ってある箇所が未整備であり破線のところは現道がない箇所でございます。本日の第 1 号議案でご審議して頂きますのは、市決定である市道の 5 路線となります。

検証についてご説明します。県が策定した見直しのガイドラインに沿って検証を行います。検証では、対象路線に対して大きくふたつの検証を行います。ひとつは、必要性に関する評価でありもうひとつは実現性に関する評価について検証をおこない。ご覧の見直し作業のフローにより存続するか変更するか廃止するか評価案をつくります。

各路線の評価案が出来ると案に対してパブリックコメントや住民との意見交換を行い場合によっては、修正作業を行いその後、再度パブリックコメントを行います。最終案が出来ると案に対して広告縦覧を経て都市計画審議会へお諮りすることとなっております。

パワーポイントとは別に手持資料に各対象路線の現況写真をお付けしております。ご覧のとおり両側に家屋が接している状況や原生沼など希少植物保全箇所へ接した路線や現道が無い路線では急峻な計画路線となっております。

以上で都市計画道路とこれまでの経緯についてご説明を終わります。

### 【1号議案について】

(事務局)

引き続きまして、1号議案についてご説明します。

お手元の議案書をご覧ください。

1号議案は、雲仙地区の市決定5路線の廃止についてのご提案でございます。

読み上げてご提案させていただきます。

— 事務局より議案書を読み上げる。 —

(会長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。ご意見のある方はいらっしゃいませんか。

(委員)

計画決定後70年とか50年とか経過しているがこれまでの対応はどうなっていたのか。また、なぜ今なのか。

(事務局)

市が発足する前の対応は、記録など有りませんので都市計画道路の決定後そのまま今日に至ったものと推察します。

全国でも同じように計画決定後長期間未整備路線が多くあることから平成13年に国は、運用指針を定め都市計画道路の見直しを進めております。県では、平成18年度に見直しのガイドラインを策定し見直しを始め、雲仙市においては、平成21年度より見直しを始めております。

(会長)

ほかにご意見ありませんか。

(委員)

経緯の中でパブリックコメントを行っているが、意見の結果について伺いたい。

(事務局)

パブリックコメントは、2回実施しましたがいずれにおいても意見はありませんでした。

(会長)

ほかにご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(会長)

ご意見がないようですので採決に入ります。  
原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(会長)

異議なしとのことですので原案どおり承認します。

## 【2号議案について】

(会長)

次に第2号議案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

つづきまして2号議案についてご説明します。

2号議案は、国見地区の県決定である駅前線の廃止についての意見照会でございます。それでは、議案書を読み上げてご提案いたします。

— 議案書を読み上げる。 —

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが、ご意見ございませんか。

(委員)

本路線は、通学者や住民の往来も多いが幅員が狭く車両が通る際、歩行者は大変危険な状況である。歩行者の安全に配慮し歩道を整備すべきでないのか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりでございます。

平成22年11月29日開催しました国見地区の意見照会では27名、約30名のご出席を賜り開催しました。意見照会の中で同様の意見を受けております。現状での危険性と出席者より歩道の整備のため幅員8m程度の道路整備が出来ないのかとのご意見を受けました。

都市計画道路として整備する場合、現在の最低規格では12m程度であり今の計画幅員の11mよりさらに広がる。都市計画道路でなく現況に合わせた部分改良による対応がよいのではないかと説明し都市計画道路の見直しと歩道整備とは切り離して考えて戴くことでご理解を得ました。

(委員)

現在、国道389号のバイパス路線の整備を進めています。バイパス工事完了後に現場の状況を見て対応したいと考えています。

(会長)

ほかご意見はありませんか。

(委員)

確認ですが歩道の整備は、都市計画事業でなくとも出来るのか。

(事務局)

都市計画事業に関わらず歩道の整備は出来ます。

(会長)

ほかご意見はありませんか。

(委員)

整備の予定が無く都市計画決定を廃止することでこれまで受けていた建築の規制が無くなるので廃止に賛成です。

(会長)

ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



(会 長)

ご意見がないようですので採決に入ります。  
原案についていかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(会 長)

異議なしとのことですので、第2号議案に対する本審議会の意見は、原案どおり変更することに異議なしといたします。  
以上で本日の議案についての審議を終了します。

【その他】

皆様より何かありませんか。

(委 員)

議案とは別ですが、雲仙市の土地区画整理事業はどうなっているのか。

(事務局)

雲仙市の土地区画整理事業は、小浜土地区画整理事業と国見の土黒土地区画整理事業の2地区が決定しておりますが、いずれも計画決定後今回の都市計画道路と同様で未整備であり今後も整備の予定はありません。昨年度より見直しの作業を始めているところでございます。

(会 長)

ほかに、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【報告事項】

(会 長)

次に事務局より報告案件があるとのことですので事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは失礼します。報告案件として緑の基本計画についてご説明します。

皆さまのお手元の資料は、今回説明する資料を冊子にした物をお配りし

ております。

正面のスクリーンをご覧ください。

それでは、説明させていただきます。本市では、平成 22 年 8 月に策定した都市計画マスタープランの中のまちづくりの具現化方策に沿って本年度から平成 26 年度までの 3 ヶ年をかけて雲仙市の緑地の保全や緑化の推進に関する施策の方針として「緑の基本計画」の策定を始めております。

緑の基本計画とは、緑地保全や緑化推進に関する施策を推進することを目的に、都市緑地法第 4 条に基づき、市町村が緑の将来像、緑化の方針、その実現に向けた施策等を定める計画のことです。

この計画が定義する「緑」とは樹林地や草原といった樹木や草花など植物で覆われた土地をはじめ、公園・広場、グラウンドといったスペースなど、広範囲のものを対象とします。また、緑化に対する活動・取り組みも「緑」として扱います。

この計画を策定する背景・目的としては、雲仙市は雲仙岳、橘湾など豊かな水と緑にはぐくまれ発展してきました。しかしながら近年、地球規模の環境問題が深刻化しており、本市の緑を市民の財産、公共資源として守り育てることが求められています。

こうした背景を踏まえて、既存の都市公園の整備、さらには公共施設などにおける緑化などを総合的かつ計画的に推進することを目的に、緑の基本計画を策定します。

また、この計画によって、総合計画や都市計画マスタープランでかかっている「自然環境の保全や自然と調和した都市環境の形成」の実現を目指します。

計画策定に際しては、雲仙市の上位計画である「雲仙市総合計画」に即し、「雲仙市都市計画マスタープラン」で示す公園・緑地・水辺の方針との適合を図り、その他関連計画と考え方を相互に反映させながら、緑地の保全や緑化の推進のあり方を整理します。

本計画では、まちづくりと緑地・緑化の整備の連動性をかんがみて、都市計画マスタープランと合わせて平成 42 年、概ね 20 年後を目標年次といたします。

都市緑地法では緑の基本計画の対象区域は都市計画区域内において定めることができるとされていますが、雲仙市の都市計画区域外にも緑豊かな地域が広がっていることから、本計画では雲仙市全体を計画の対象といたします。

この計画は雲仙市の公園・緑地のあり方を総合的に示す計画として、都市緑地法の規定を踏まえ、次のような項目で検討を進めていきます。

まずは、現地調査や既存データによる雲仙市の緑の現状や課題の整理を行います。また、課題の抽出にあたっては、市民へのアンケートを実施します。

次に計画の本体である目標と基本方針、実現に向けた施策等を市民の意向と専門的見地を踏まえながら、策定委員会で検討・取りまとめます。

最終年度では、本市の公園区域の見直しを行い、その作業と合わせて計画案を補正し、最終のとりまとめを行います。

本計画は、学識経験者や関係機関、各種関連団体などで構成された策定委員会が、市民の意見・意向を反映しながら検討し、案をとりまとめて市長に報告します。

また、緑のまちづくりを推進する上での行政の役割を踏まえ、雲仙市の庁内においても計画案を調整する会議を開催します。

市長は計画案の報告を受け、議会や都市計画審議会への報告を行った後、「雲仙市緑の基本計画」として公表します。この公表をもって、計画が決定されます。

本計画の策定にあたっては標記のスケジュール案で作業期間は3ヵ年を予定しています。

以上、事務局より「雲仙市緑の基本計画」についての報告とさせていただきます。

(会 長)

以上で説明が終わりました。委員の皆さまご質問などございませんでしょうか。

(委 員)

雲仙市の緑の空間構成の特徴は、山岳森林・里山と田畑・市街地集落・海岸線が帯状の同心円を形づくっていることだ。市街地集落の公園整備だけでなく森林保全や農地についても検討して戴きたい。農地とは、荒廃が進み雑草が生い茂った緑地でなく、生産緑地である管理された農村風景についても目を向けて欲しい。

(事務局)

有り難うございます。市民アンケートを行いますので、調査項目として検討したいと思います。

(会 長)

ほかご意見はないですか？

(「なし」と呼ぶ者あり)

(会 長)

ご意見ありませんのでこれで審議会を終了します。  
皆さまお疲れ様でした。

(事務局)

会長におかれましては、議事進行お疲れ様でした。  
委員の皆さまお世話になりました。  
本日は有り難うございました。  
以上を持ちまして第6回雲仙市都市計画審議会を閉会いたします。

以上

雲仙市都市計画審議会会長

㊟

議 事 録 署 名 人

㊟